

平成 28 年 4 月 12 日

保護者の皆様へ

仙台市教育委員会
教育長 大越 裕光

いじめの未然防止に向けての取組と御家庭の協力について

日頃より、本市の学校教育について御理解御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成 26 年 9 月に発生した市立中学校生徒の自死事案を受け、教育委員会といたしまして、いじめ未然防止対策を最優先課題とし、こうした痛ましい事案が二度と起こることがないように、再発防止に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。

主な取組として、今年度におきましては、全市立中・中等教育学校、特別支援学校に「いじめ対策専任教諭」を増員配置し、全市立学校内に「いじめ対策担当教諭」を置くなどして、学校内の体制を強化いたしました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、児童生徒に支援してまいります。

保護者の皆様におかれましても、いじめはどの子にも起こり得るということを再確認し、いじめの未然防止・早期発見のため、御協力いただきますようお願い申し上げます。

お子さんに、普段とは違う様子（態度やしぐさ、学習面、持ち物や金品、服装や身体面、体調、交友関係、スマホの使い方など）が見られたときには、担任、いじめ対策担当教諭、養護教諭、教頭、スクールカウンセラーなどの学校教育相談窓口にも、ぜひ御相談いただくようお願いいたします。

御家庭、学校、教育委員会が連携し、いじめを未然に防止し、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、何卒御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができるように、5 月と 11 月にいじめ防止「きずな」キャンペーンを実施いたします。実施概要は裏面のとおりでございますので、御覧願います。

担当：仙台市教育委員会

教育相談課 いじめ不登校対策班

TEL 214-8780

FAX 264-4437

いじめ防止「きずな」キャンペーン

～ **き**みたちは **ず**っと **な**かま～ の実施概要について（お知らせ）

1 目的

どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識し、市内全小中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校が、いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高めるとともに、いじめの未然防止を図る。

2 期間

平成28年 5月2日（月）～ 5月31日（火）

平成28年11月1日（火）～11月30日（水）

3 主催

仙台市教育委員会、仙台市PTA協議会

仙台市校外指導連盟、仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会

4 実施内容

- いじめに向かわない「学級づくり」の実践
- 命を大切にする「心を育む授業」の実施
- いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配付
 - ※ 5月の期間中に、お子さんを通して配付いたします。いじめの早期発見等に御活用ください。
- その他 学校独自の取組

※ 11月の内容については、別途お知らせいたします。

5 家庭の協力について

御家庭においても、いじめを受ける側の気持ちや、いじめは決して許されない行為であることについて、お子様と話題にしてください。



児童生徒の安心・安全を守る、仙台市教育委員会のイメージキャラクターです。

担当：仙台市教育委員会

教育相談課 いじめ不登校対策班

TEL 214-8780